

令和7年3月25日

舞鶴市議会議長 肝付 隆治 様

議会運営委員会  
委員長 山本 治兵衛

舞鶴市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

市議委第2号

舞鶴市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

舞鶴市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
舞鶴市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削る。

第48条中「特定」の右に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条第5項の改正規定(同項の表第38条第1項第1号の項の改正規定を除く。)並びに第17条第2項第1号ア、第18条第1項及び第48条の改正規定  
公布の日

(2) 第2条第10項の改正規定及び第12条第5項の改正規定(同項の表第38条第1項第1号の項の改正規定に限る。) 令和7年4月1日

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

提案理由

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び刑法の改正に伴い、引用する条項等を改めたいので提案する。